

流環第1148号
令和6年2月5日

流山市環境審議会
会長 新保 國弘 様

流山市長 井崎 義治



流山市公害防止条例施行規則の一部改正について（諮問）
このことについて、流山市公害防止条例（昭和47年条例第21号）
第9条第2項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

市民の健康を保護するとともに、市内の生活環境を保全することを
目的に制定された流山市公害防止条例の施行に関し、必要な事項を定
めた流山市公害防止条例施行規則について、関係法令の改正等に伴い、
同規則の改正が必要となったことから、貴審議会へ意見を求めたく諮
問します。